平成２４年（フ）第５２号
大分県豊後高田市界203番地１
債務者　田中　陽二
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月19日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第６８号
大分県宇佐市大字蛯木1698番地の２
債務者　水呉　忠勝
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月12日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７００号
東京都中野区南台１丁目４－１－201
債務者　竹田　翔護
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８０９号
埼玉県川口市中青木２丁目22―32―103
債務者　佐藤　盛男
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８１０号
埼玉県川口市中青木２丁目22―32―103
債務者　佐藤　英子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８１１号
東京都世田谷区祖師谷５丁目42－３
債務者　吉田　貴宏
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８３９号
埼玉県春日部市大畑147―１―103
債務者　古家　　渉
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８５８号
東京都葛飾区東金町３丁目21―１―202
債務者　古園ちひろ
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９８号
神奈川県大和市福田4041番地32
債務者　河東　洋昭
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７００号
横浜市戸塚区矢部町1368番地７　クレイドル戸塚205号
債務者　荒井　知子
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２１号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2633番地の11
Ｔ－ｃｕｂｅ103
債務者　森本　亜衣
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
静岡県浜松市南区芳川町57番地の１　グラトンハウスⅢ105号室、前住所静岡県浜松市東区中野町1035番地
債務者　鈴木　昭吾
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見9556番地の15　セジュールＫ２南201号、前住所静岡県浜松市西区入野町16114番地の５　西Ｂ
債務者　小泉　則幸
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
静岡県浜松市南区三島町757番地の３
債務者　飯田　貴子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
静岡県浜松市浜北区内野4597番地の１　フォーブル内野203号室、前住所静岡県浜松市東区豊町2927番地
債務者　松島　保幸
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係